

(2) 私たちにできること

水環境を保全するため、私達でもできることがあります。



台所では目の細かいストレーナと三角コ
ーナーを使用し、ろ紙袋などの水切りゴ
ミ袋をかぶせて使いましょう。



無洗米を使用するなど、汚れた水を流しに流さないよう工夫しましょう。



使用後の食器の汚れやフライパンについた油などは、古布や古紙などでよく拭き取つ
てから洗いましょう。



洗いすぎをやめるなど、洗濯の洗剤使用量をできるだけ減らす工夫をしましょう。

浄化槽の適正管理（浄化槽の保守点検・清掃・法定検査）

- 浄化槽の使用者は、浄化槽が正しく機能しているかどうか、使用開始後（浄化槽法 7条）及び1年毎（浄化槽法 11条）に、法定検査を受けましょう。
- 浄化槽には、空気を送り込む必要がありますので、プロアー（モーター）の電源は切らないでください。また、腐敗タンク方式の場合は通気口をふさがないでください。
- 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある物を置かないでください。
- 便器掃除に劇薬成分を含む洗剤等を使うと、浄化槽内の微生物が死んでしまうことがあります。便器の汚れはなるべく早めにぬるま湯や薄い石鹼液等で落としてください。
- 必ずトイレットペーパーを使用するようにしてください。（できるだけ再生紙がほしい。）新聞紙、タバコの吸い殻、紙おむつ、衛生綿、生理用品などの異物は絶対に落とさないでください。
- 台所からの排水について、油脂類はできるだけ浄化槽内に流入させないでください。（フライパンに残った油は、紙等で拭き取ってから洗ってください。）
- 故障や異常が発生したときは・・・
異常な臭気が発生したり、モーターが止まってしまった場合などには直ちに保守点検業者に連絡してください。
また、困ったときは浄化槽に関する相談窓口を利用して下さい。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/kasentou/joukasou/joukasou.html>

※地域の側溝の清掃や水辺のゴミ拾いなどの活動に参加することなどもとても大切です。

※水環境についての学習会や講演会にも参加してみましょう。

関連 URL

しづくちゃんの冒険 千葉県環境研究センター／千葉県

<https://www.pref.chiba.lg.jp/wit/suishitsu/shizuku/index.html>